

変額保険の裁判例にみる 融資者の責任

松井美知子

はじめに

変額保険訴訟は、不動産価格が急騰したため、土地を所有する高齢者が銀行や保険会社から「相続税対策に有効な手段」との勧誘を受けて契約したケースが多い。そのため変額保険訴訟は「高齢者の取引にかかわる諸問題」の一つの側面を有していると思う。本稿は、筆者が博士課程で研究中の「高齢社会における消費者問題」の一環をしめるものとして重要な位置付けにある。

一、問題の所在

バブル経済が崩壊し、金融機関をめぐる様々な問題がクローズアップされ、融資者責任あるいは貸手責任という金融機関の責任を問う新しい問題が生じてきている。従来、銀行をはじめとする金融機関は公共性が高く、信頼のおける機関とされてきた。ところが、最近、バブル期から崩壊直後にかけて銀行が行った融資方法が大きく注目されてきている。バブル期の銀行は、余剰資金の融資先を求めて、保険会社、不動産会社と提携して一般消費者へも積極的に融資を行った。問題は、一般消費者である投資家に対する極めてリスクの高い金融商品の販売に、銀行等の金融業者が密接に関与しているという点である。

本稿では、変額保険の裁判例を通じて明らかにされつつある金融機関の責任と法的問題点を論考したい。折しも、1996年10月28日付の日刊紙夕刊の「変額保険、生保の上告棄却、最高裁が初の判決、830万円賠償命じる」

の記事は、本稿テーマの「融資者責任」を考察する上で、注目に値する。

二. 変額保険の性質

変額保険は、1950年代に欧米において開発されたものであるが、わが国では昭和61年（1986年）10月1日から生命保険会社が発売しているもので、特徴として以下4点があげられる。(1)一般勘定から分離独立した独自の特別勘定を設定して資金の運用をする。(2)運用の実績に応じて保険金等が変動し、運用のリスクを一般の保険では保険会社が負担するが、変額保険では保険契約者が負担する。(3)従来の金融商品が経済のインフレに対応しなかったことから、保険料の主要部分を株式や公社債等の有価証券への投資によって運用し、その運用実績に従って保険金額、解約返戻金が増減し、高い収益も可能な反面、株価暴落や為替相場変動などリスクの幅も大きく、ハイリスク・ハイリターンの性格を帯びる。(4)死亡保険金については、保険金額に最低保障（基本保険金）を設けているが、満期保険金及び解約返戻金は保証されておらず、払込保険料より少なくなることがある。これら4点の特徴からいえることは、株価が下がると変額保険の運用利益もマイナスになり、解約返戻金額が一時払保険料を大幅に割込む一方、銀行からの融資金額の利息は増え続けることになる。その結果、融資に際して設定された抵当権が実行されることによって契約者は不動産を失うことにもなりかねない事態が発生してしまう。

このように変額保険は資産運用リスクを契約者に負担させる特殊な保険であるため、定額保険以上に慎重な募集時の対応が必要であるとして、大蔵省は昭和61年7月に通達（蔵銀第1933号）を出した。通達に定める変額保険募集上の禁止行為は、(1)将来の運用成績について断定的判断を提供する行為、(2)特別勘定運用成績について、保険募集人が恣意的に過去の特定期間をとりあげ、それによって将来を予測する行為、(3)保険金額（死亡保険金の場合には最低保証を上回る金額）あるいは解約返戻金を保証する行為、とされている。

三. トラブルの背景

バブル経済によって不動産の時価が急騰したため、土地所有者にとって不動産の相続時の相続税の支払いが大きな負担となり、納税のためには不動産を処分せざるを得ない状況に追い込まれる事態が都心部で発生した。そうした折、保険会社や銀行から変額保険は相続税対策プランあるいは投資目的にはうってつけと勧められ、1990年代はじめにかけて大量に販売された。しかし、バブル経済の崩壊に伴う株価や地価の大幅な下落等によって保険会社の変額保険の運用実績が悪化し、解約返戻金の額が当初の一時払保険料の額を大幅に割込むことになった。その結果、保険契約者が多額の損失を被る事態に至ったため、保険会社や銀行等を相手に損害賠償を求める訴訟が多数提起されており、相次いで判決が下されている。

四. 判例の分析

保険会社や銀行に保険料の返還や損害賠償を求める訴訟が全国で約600件にのぼっている。変額保険弁護士全国連絡会によると、一審判決が下りたのは約90件で、このうち一部でも契約者（大部分は原告となっている）の主張が認められた判例は2割弱である。変額保険訴訟の初期の頃は、原告側の実質敗訴が続いていたが、平成6年5月に東京地裁が「保険会社は危険性について十分説明する義務があるのにこれを怠った」として、初めて変額保険契約の無効を認め、被告の保険会社に保険料の返還と賠償金の支払を命じる判決を言い渡した。それ以来、保険会社の責任を認める判決が増える傾向にあるが、判例の具体的な判断基準はなお流動的である。

1. 判決一覧表

判 決 一 覧 表

番号	判 決	出 典	原 告	被 告	動 機	判 決 内 容
①	東京地判平4. 6. 25	金法1345号34頁	事業者	保険会社	節税対策	保険会社勝訴
②	東京地判平5. 2. 10	金法1356号46頁 判タ816号214頁	銀行	事業者	投資	銀行勝訴
③	東京地判平5. 6. 30	金法1377号32頁 判タ859号239頁 金判943号24頁	サラリーマン	保険会社	投資	保険会社8割敗訴

番号	判 決	出 典	原 告	被 告	動 機	判 決 内 容
④	東京高判平6. 1. 27 ③の控訴審	金法1381号30頁 判タ854号74頁 金判943号19頁 手研490号66頁	サラリーマン	保険会社		保険会社逆転勝訴
⑤	東京地判平6. 3. 15	金法1383号42頁 判タ854号74頁	高齢者	銀行	相続税対策	銀行勝訴
⑥	東京地判平6. 5. 12	金法1390号44頁 判時1526号109頁	61才男性	保険会社	投資	保険会社勝訴
⑦	東京地判平6. 5. 30	金法1390号39頁 判タ854号68頁 金判956号27頁 判時1493号49頁	高齢者	保険会社	相続税対策	保険会社敗訴
⑧	大阪地判平6. 7. 6	金法1397号48頁 判タ871号28頁	理事長	保険会社	投資	保険会社 3 割敗訴
⑨	東京地判平6. 7. 25	金法1397号48頁 判タ871号28頁	高齢者	保険会社	相続税対策	保険会社勝訴
⑩	東京地判平7. 1. 27	金法1420号37頁	大学教授	保険会社	相続税対策	保険会社勝訴
⑪	東京地判平7. 2. 9	金法1420号37頁	高齢者	保険会社	相続税対策	保険会社勝訴
⑫	東京地判平7. 2. 20	金法1417号61頁	銀行	事業者		銀行勝訴
⑬	大阪高判平7. 2. 28 ⑧の控訴審	金法1420号34頁 判タ897号150頁 判時1547号64頁	理事長	保険会社		保険会社逆転勝訴
⑭	東京地判平7. 3. 24	金法1430号72頁 判タ894号202頁	高齢者	銀行 保険会社	相続税対策	銀行勝訴 保険会社 2 割敗訴
⑮	大阪地判平7. 8. 2	金判999号25頁	集団訴訟	保険会社	貯蓄	保険会社 6 割敗訴
⑯	大阪地判堺支部 平7. 9. 8 (149頁の注、参照)	金法1432号35頁 判時1559号63頁 金判978号35頁	事業者	銀行 保険会社	投資	銀行・保険会社 5 割敗訴
⑰	大阪地判平7. 12. 18	判タ911号141頁	医師	保険会社	相続税対策	原告敗訴
⑱	東京高判平8. 1. 30 ⑭の控訴審	金判995号21頁	高齢者 保険会社			銀行勝訴確定 保険会社 4 割敗訴
⑲	東京地判平8. 3. 25	判時1572号75頁 N B L 594号60頁	高齢者	保険会社 銀行・保証会社	相続税対策	保険会社敗訴
⑳	大阪高判平8. 4. 25 ⑮の控訴審	金判999号19頁	保険会社			保険会社逆転勝訴
㉑	富山地判平8. 6. 19	金法1465号110頁 N B L 602号48頁	事業者	保険会社 銀行	節税対策	保険会社・銀行共に敗訴

変額保険の裁判例にみる融資者の責任

番号	判 決	出 典	原 告	被 告	動 機	判 決 内 容
㉒	東京地判平8. 7. 22	金判999号20頁				保険会社敗訴
㉓	東京地判平8. 7. 30	金判1001号13頁 N B L 599号 6 頁	高齢者	保険会社 3 社 銀行	相続税対策	保険会社・銀行共に敗訴
㉔	横浜地判平8. 9. 4	金法1465号56頁 N B L 602号50頁	集団訴訟 (高齢者)	保険会社 銀行	相続税対策	保険会社・銀行共に敗訴
㉕	最高判平8. 10. 28 ⑬の上告審	判例集未登載	高齢者 保険会社			上告棄却 保険会社敗訴確定

(注) 金法 (金融法務事情)、金判 (金融・商事判例)、判時 (判例時報)、判タ (判例タイムズ)、手研 (手形研究)

2. 法律構成

訴訟の法律構成としては、(イ)公序良俗違反による無効 (判例②⑤⑩)、(ロ)不法行為に基づく損害賠償請求 (①③⑥⑦⑧⑩⑪⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕)、(ハ)金銭消費貸借契約上の債務についての連帯保証の有効性の争い (②)、(ニ)詐欺または錯誤を理由とした契約の取消・無効に基づく不当利得返還請求や債務不存在確認請求 (②⑤⑦⑩⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱㉒㉓㉔㉕)、(ホ)担保設定登記あるいは根抵当権設定登記の抹消請求 (⑮⑱㉓)、(ヘ)契約締結上の過失の問題 (⑥⑨⑮)、(ト)使用者責任 (⑨⑪㉑)、(チ)信義則上の義務違反 (⑨⑱)、(リ)説明義務違反 (⑥⑦⑧⑪⑭⑮⑯⑰⑱㉒㉓㉔㉕)、(ヌ)適合性の原則違反 (⑭)、(ル)保険募集の取締に関する法律 (以下「募集法」という) の違反 (③④⑧⑬㉑㉒㉓㉔㉕) 等がある。公序良俗違反を争った②⑤⑩はすべて契約者側の主張を斥けている。錯誤を認めた判例は⑦⑱㉓であり、否定した判例は②⑤⑩⑫㉒である。自己資金による保険の加入例は⑧⑮であり、他は銀行等からの借入金である。変額保険訴訟の特徴は、原告の請求理由が事案に応じて(イ)～(ル)の法的構成要件を複数に主張していることである。

3. 法的責任者の類型

判旨から分析できる法的責任者の類型は、(1)保険会社の責任を否定した判例 (①②④⑤⑥⑨⑩⑪⑫⑬⑰⑲㉒㉓㉔㉕)、(2)保険会社の責任を認めた (責任の一部を認めたものも含む) 判例 (③⑦⑧⑮)、(3)保険会社の責任を認めたが、銀行と銀行員の責任を否定した判例 (⑭⑱㉕)、(4)保険会社、銀行両者の責任を認めた判例 (⑮㉑㉒㉓㉔㉕)、(5)保険会社、保険会社代理社、銀行の3社の責任を認めた判例 (㉔)、(6)保険会社の責任を認めたが銀行と保証会社の責

任を否定した判例 (⑨) の 6 つに大別することができる。保険会社、銀行等の融資者側の責任を全面的に認めた判例は、⑦③④であり、原告 (契約者) が勝訴した場合でも、過失相殺をとられているケースが多い (③⑧⑭⑯⑰)。法的責任を誰に負わせるかは、被保険者が事業者であるか消費者であるかにより、判旨が異なる。事業者の場合は、事業者取引の性質上、自己責任の原則が支配的となっておりリスクも了解していたものと認定されているが、被保険者が一般消費者の場合は勧誘の態様・職業・年齢・知識・財産状態・投資経験の有無等により、顧客の責任を肯定した判例と否定した判例にわかれている。また、変額保険に加入した時期によっても、判決が微妙に異なることにも注意する必要がある。すなわち、変額保険は運用実績によっては元本割れをおこす危険性 (ハイリスク) があることをマスコミ等により一般的に知られだす前なのか、後なのかの問題がある。原告としては、一般消費者 (高齢者が多い) が大部分であるが、判例 ①⑯⑰は事業者、②⑫は銀行となっている。被告としては、②⑫は事業者で、その他は金融機関であり、(a)銀行、(b)生保会社、(c)生保会社の代理社、(d)信用保証会社となっている。バリエーションとしては、(a)、(a)+(b)、(a)+(b)+(c)、(a)+(b)+(d) の 4 タイプがあげられる。契約者側から変額保険加入の話を持ち出したケースは⑥⑭の 2 件のみである。保険契約が有効継続中の判例は⑮⑳㉑㉒である。

判例を法的責任者の類型 1～6 のタイプに分け、それぞれの判例が示している (イ)～(ル) の構成要件を分類し検討する⁽¹⁾。

(1) 保険会社の責任を否定した判例

【判例①】東京地判平 4. 6. 25(ロ) (保険料 9,997 万円、解約返戻金 6,137 万円)

《事件》節税対策のために銀行から融資を受けて変額保険に加入するように勧められた会社が、保険会社に対して不法行為に基づく損害賠償を請求した事件。《判旨》変額保険と明記された書類が何度も契約者に手渡され、変額保険の内容について説明がなされていたとして、法人の「定額保険であると考えた」との主張を棄却した。

【判例②】東京地判平 5. 2. 10(イ)(イ)(ニ) (借入金 3 億円)

《事件》保険会社から変額保険を勧められていた A 物産は、変額保険の

保険料を支払うために銀行（原告）から借入れた金銭消費貸借契約上の債務について、Y（被告）に連帯保証を依頼した。Aが支払を怠り期限の利益を喪失したので、銀行は保証契約に基づきYに元金及び遅延損害の支払を求めた。《判旨》A物産から銀行に持ちかけたもので、銀行と保険会社は共謀した事実はないこと。Yは十分な判断能力はあること。当時、変額保険はリスクを伴うことは世間に知られていたため、銀行が内在的リスクまで説明すべき法的義務を負わないこと。すなわち、Yの要素の錯誤や銀行の詐欺を否定し、あるいは公序良俗違反ではないとして銀行のYに対する本訴請求を全面的に認容した。《学説》事業者と金融機関に経済的な一体性がある場合、銀行に対する説明義務を認める余地もあり得る⁽²⁾。

【判例④】東京高判平6. 1. 27（③東京地判平5. 6. 30の控訴審）

(ロ)ル（保険料1,500万円、解約返戻金1,414万円）

《事件》貿易会社の課長である原告は、保険会社の営業職員から「変額保険に加入した場合、払込保険料の元本保証に加えて3年据置後解約の場合、年率7%の利子を最低保証する」との勧誘を受け、融資を受けて変額保険を締結した。3年後本保険を解約したところ、元本割れをおこし損害額が生じたとして、保険会社及び営業職員に対し不法行為及び募取法通達違反（特別利益の提供による勧誘行為）による損害賠償を請求した。

《判旨》原審では、募集人と保険会社の不法行為責任を認めたが、原告にも変額保険の投機的側面に目を奪われ、募集人の説明や保証書等の記載を安易に信用したことによる2割の過失がある。過失相殺の結果、原告の損害は解約返戻金により全額填補されているとして、請求自体は棄却した。原告が控訴。控訴審では、募取法に反する勧誘行為があっても、顧客が最終的に自己の才覚に基づき危険は自ら負担する意思のもとで変額保険を締結したときは、損害の填補を求めることはできない、と控訴を棄却した。

《学説》説明義務違反による不法行為における過失相殺の根拠の中心となるものは表意者自身の情報収集義務の懈怠であるが、損害軽減義務違反が過失相殺の根拠とされることもある⁽³⁾。被害者による「投資危険の引受」のある場合には、保険会社側の責任が回避されるとの論理の展開に留意する必要がある。本件の場合、投資危険の引受を安易に肯定してよいかどうか

かは問題である⁽⁴⁾。

【判例⑤】東京地判平6． 3． 15(イ)(ニ) (借入金2億4,000万円)

《事件》原告夫妻は相続税対策として加入した変額保険の融資（年間利息額が年収の約2倍におよぶ保険料払込資金の融資及びその利払資金）について「金銭消費貸借契約は要素の錯誤があり無効である。公序良俗に違反し無効である。銀行は保険会社と提携し、詐欺行為を行い融資したものであり取消す」として借入金債務の不存在確認を請求した。《判旨》銀行は死亡保険金または所有不動産の有効活用ないし根抵当権の実行により返済確実と考えたことは、当初から不動産の根抵当権実行による融資金回収を狙って融資したとはいえない。顧客も借入金及び利息の返済が必要であることを知っていたとして、金銭消費貸借契約の錯誤無効、詐欺取消、公序良俗違反無効による債務不存在の主張には理由がないとして、請求を棄却した。《学説》変額保険のリスクの説明義務は保険会社がすべきとしても、借入金の返済のために不動産の担保権が実行される危険性については、銀行にも説明義務があると考えらるべきでなかろうか。銀行の説明義務違反を理由に錯誤を主張する可能性が残されていると思う⁽⁵⁾。

【判例⑥】東京地判平6． 5． 12(ロ)(ヘ)(リ) (保険料2億4,131万円、借入利息6,816万円)

《事件》原告Xは土地の売却益の運用として、高金利の保険である変額保険の説明を保険会社の営業員に求めた。営業員はリスクを説明したうえで、リスクのない定額保険や養老保険との組合わせを勧めたが、Xは関心を持たなかった。Xは変額保険契約締結後解約までの間「年利17%は確実だから心配ない」などの虚偽の運用実績の説明をうけたため、変額保険の解約の機会を奪われたと主張し、不法行為に基づく損害賠償を求めた。

《判旨》Xはもっぱら自己の判断と責任に基づいて変額保険契約を締結したものであり、保険会社及び営業員の勧誘ないし説明に違法な点があったとは認められないとして、両者の責任を否定した。

【判例⑨】東京地判平6． 7． 25(ホ)(ト)(チ) (保険料3億6,077万円、解約返戻金3億1,666万円)

《事件》土地所有者の原告は保険会社から「相続税対策には変額保険は

うってつけ」と勧められ、銀行から借入れて2本の変額保険に合計で5億円を払った。借入金の金利が上昇したので2本の保険を解約したところ多額の損害を被ったとして、保険会社に対して契約締結上の過失または使用者責任を根拠に損害賠償を請求した。また「契約締結に関する判断を誤らせることのないよう注意すべき信義則上の保護義務または適正な情報を提供する信義則上の義務を負っている」と主張した。《判旨》「保険会社は変額保険の運用実績如何によっては元本割れの可能性があることを説明した」と認定し、争点である相続税対策についての説明に関する部分については、5億円もの借入れを起こしてまで相続税の負担を軽減したいという原告の動機目的からすれば、原告自らが税務知識の専門家に相談すべきであったとして、違法はないとした。

【判例⑩】東京地判平7. 1. 27(イ)(ロ)(ニ)

《事件》原告は保険会社の保険勧誘行為の問題があったとして、錯誤または公序良俗違反による無効、詐欺による取消に基づく不当利得返還、不法行為に基づく損害賠償を求めた。《判旨》多額の保険料を借入金によって支払う保険契約を締結しながら、契約内容について全く検討せず、保険金額が一方的に上昇すると誤信した、との主張は認められない。相続税対策として、借入金によって変額保険に加入することを勧めることは、公序良俗に違反しない。口頭で十分な説明がなされ、より詳細な説明が記載された募集資料も交付されていた以上、勧誘行為に違法性はないとして、原告の請求を棄却した。

【判例⑪】東京地判平7. 2. 9(ロ)(ト)(リ) (保険料1億2,127万1,000円、解約返戻金9,336万8,481円)

《事件》76歳の原告は保険会社の営業員の説明を危険性はないものと誤信して、相続税対策のため変額保険に加入したが、保険解約に伴い損害を被った。保険会社の営業所長には「説明義務違反による不法行為が生じる。保険会社は、使用者責任に基づき損害を賠償すべきである」として、保険料と解約返戻金との差額の賠償を求めた。《判旨》営業員が変額保険の運用実績が現実には年率14%と強調した説明をなしたとしても、現実的には起こりえないと確信しながらも運用実績が4.5%以下の場合、0%の場合に

についての理論的な危険性について説明をした以上、不法行為責任を発生させるような法的義務違反の説明があったとはいえないとして、原告の請求を棄却した。《私見》「現実的には起こりえないと確信してなした説明」であるならば、その説明に対し専門家の責任⁽⁶⁾に類似する責任を認め不法行為責任を肯定してもよいのではなかろうか。

【判例⑫】東京地判平7. 2. 20(二)(保険料2億233万3,760円、支払った利息4,302万272円)

《事件》銀行(原告)が中堅不動産取引業者(被告)に対し、貸金と約定損害金の支払を求めたのに対し、原告は「保険会社と共謀のうえ説明したことにより、変額保険は確定利回りであり元本割れすることはないと誤信して金銭消費貸借契約及び保険契約を締結したのは、要素の錯誤により両契約は無効である」として争った。《判旨》被告の経理部次長は、保険会社の元社員であったこと等から、被告自身の判断による経済予測がはずれたというにとどまり、要素の錯誤として契約を無効にする事由にはならないとし、被告の錯誤の主張を認めず原告の貸金返還請求を認容した。

【判例⑬】大阪高判平7. 2. 28(⑧大阪地判平6. 7. 6の控訴審)
(ロ)(リ)(ル)(保険料5,224万円、解約返戻金3,751万円)

《事件》原告Xは学校法人の理事長で、リスクの高い商品への投資の経験はなく、保険料は現金で払った。運用実績が悪化したので解約し「本件契約は元金・利益の保証契約」だとして不履行を理由に保険会社の募集人に対し「違法な募集に関する保険会社の責任」を理由として、損害賠償を請求した。《判旨》原審は、募集人の募集行為には説明義務違反があり不法行為が成立するとしたうえで、募税法11条1項による保険会社の責任を認めたが、原告にも慎重さに欠ける面があるとして、原告の過失を7割と判断し、過失相殺を認めた。控訴審は、原告Xの地位、財産、知的能力等からみて、変額保険の特質及び資金運用の仕組を容易に理解しえたのであり、勧誘員の言動がXの理解や予測を妨げたとはいえないとして、募税法に反することはなく、原審の保険会社Yの説明義務違反を否定し、保険会社敗訴部分を取消、Xの請求を棄却した。《学説》本件は、変額保険契約締結後も通常の保険契約を結んでいたケースであり、継続的な契約関係に

あった。こうした場合、契約勧誘時に加えて契約締結後も説明義務違反を問題としえるはずであり、原告の過失も低く評価できるように思われる⁽⁷⁾。

《私見》変額保険の勧誘員の説明義務についての判断基準を示すものとして、同種事案の処理にあたって参考となる裁判例である。

【判例⑰】大阪地判平7. 12. 18(ロ)(リ) (保険料1億756万5,000円、解約返戻金7,059万4,473円、借入利息2,073万8,153円)

《事件》相続税対策のため終身型の一時払変額保険契約を締結した原告(医師)が「被告(保険会社)の従業員の違法な勧誘により保険契約を締結させられ、払込保険料と解約返戻金との差額や保険料支払のための銀行からの借入金の利息などの損害を被った」として被告に対し、不法行為による損害賠償として損害金の支払を求めた。《判旨》変額保険においては経済情勢や株価動向の如何によって保険金や解約返戻金の額が元本割れをきたす虞があることを理解できるに十分な説明はなされていると認められるとし、被告従業員の勧誘行為に説明義務違反の違法はなかったと判断して原告の請求を棄却した。

【判例⑳】大阪高判平8. 4. 25(ロ)(ヘ)(リ) (⑮大阪地判平7. 8. 22の控訴審) (保険料合計額952万6,390円、解約返戻金見込額626万7,840円)

《事件》変額保険に加入した主婦ら4人が「貯蓄性のある商品でリスクはないと説明されたので、定期預金や養老保険を解約して加入したのに元本割れした」として、保険会社を相手に元本との差額約320万円の損害賠償を求めた。《判旨》原審は、保険会社の従業員は、リスクの告知・説明をしなかったばかりか、かえって変額保険は貯蓄性のある商品であり、元本保証付と説明したために原告らは誤信をしたのであり、従業員には説明義務違反があり、保険会社は使用者として不法行為責任を負うとして、約190万円の支払を命じた。保険会社、従業員はともに原審判決を不服として控訴。控訴審は、説明義務違反の有無等を判断することなく、有効継続中の変額保険契約の場合、損害は発生していないとして不法行為の成立を否定し損害賠償請求を棄却した。《学説》変額保険であるがゆえに解約返戻金も変動するものであり、解約されない限り損害額が確定できないので判旨は妥当である。ただし、解約していないから損害賠償を請求する根拠を欠

くと門前払い的处理をするのが適切かは若干疑問である⁽⁸⁾。

(2) 保険会社の責任を認めた判例

【判例⑦】東京地判平6. 5. 30(ロ)(ニ)(リ) (保険料2億4,131万円、借入利息6,816万円)

《事件》原告は相続税対策に苦慮していたところ、保険会社の外務員が「最低年9%の運用利回りが保証できるから、中途解約しても銀行の借入金を返戻金で弁済して余りがあり相続税対策に有効」などと説明（原告は外務員の説明を録音していた）したので変額保険契約を締結した。ところが、解約返戻金の予定額が支払保険料を下回る事態が生じたため、変額保険契約の無効及び保険会社の不法行為責任等を主張して、保険会社に対して不当利得返還請求権及び損害賠償請求権に基づき3億余円の支払を求めた。《判旨》保険募集人が勧誘時に、運用実績について虚偽の告知により契約締結を誘導した点が不法行為にあたるとされ、原告の意思表示には要素の錯誤があったと認め、本件保険契約は無効であるとし、支払保険料相当額の不当利得返還請求権が認められた。また、保険料支払のために銀行から融資を受けた借入金の利息分の損害賠償請求権も認められた。

(3) 保険会社の責任を認めたが、銀行と銀行員の責任を否定した判例

【判例⑮】最高判平8. 10. 28(ロ)(リ)(ル) (一審は⑭東京地判平7. 3. 24、原審⑯東京高判平8. 1. 30の上告審) (保険料8,000万円、解約返戻金7,376万4,830円、借入利息及び手数料1,204万7,343円)

《事件》原告は相続税対策として、銀行借入で一括払の変額保険加入を考え、保険会社に伝えたところ、「保険会社の変額保険の将来の運用成績は9%を下回らないと強調したことは、違法な勧誘である。変額保険は相続税対策として欠陥商品である。高齢者に変額保険を販売することは適合性の原則に反する。変額保険の本質的要素の説明義務違反に該当する。銀行は融資を断念する義務があった」と主張して、両者は不法行為に該当するとし、損害賠償を求めた。《判旨》一審は、保険外務員の誤った情報提供、将来の運用成績についての断定的判断の提供は、私法上も違法の評価を受けるとして不法行為の成立を認め保険会社と外務員に対し417万余円の損害賠償の支払を命じた。銀行に対しては、融資を断念する義務あるいは

変額保険の危険性について説明する義務はないとした。保険契約者側は、外務員の説明を軽々と信じた損益相殺的要素（死亡保険金を受け取れる地位にあった）を考慮し、8割の過失を負うとした。原告と保険会社、外務員が一審判決を不服として控訴。二審も保険会社と外務員の説明義務を怠ったとして不法行為責任を認め、一審判決を変更したうえ両者に対し834万余円の損害賠償の支払を命じた。銀行と銀行員に対しては、不法行為責任を否定し一審判決を支持して控訴を棄却した。保険会社が上告。上告審は、保険会社の違法な勧誘行為を認め上告を棄却し、保険会社の敗訴が確定した。

(4) 保険会社、銀行両者の責任を認めた判例

【判例⑯】大阪地判堺支部平7.9.8(ロㄱリ) (149頁の補注を参照)

《事件》原告（法人）は取引銀行が同行してきた保険会社の担当者から「損はしない。節税にもなる。」と変額保険を勧められ、従業員退職金の積立の目的で変額保険に加入した。約4年後に保険解約手続をしたところ「解約返戻金の元本割れ、銀行への利息支払により生じた損害は、銀行・保険会社の共同不法行為にあたる」として、両者に損害賠償を求めた。

《判旨》「原告は投資者として素人に近く、従業員退職金の積立目的で高額な借入をして変額保険に加入した。保険会社の説明義務の範囲・程度に関しては、新しい金融商品の性格、社会への浸透度、勧誘の態様、額、顧客の投資経験、商品知識、購入目的、資金の性格等を総合して個々具体的に決定されるべきである。本件の場合、保険会社の説明は不十分であり、説明義務違反として違法であり過失がある」と認容した。銀行に対しては「原告が変額保険の内容を誤解しているときは、保険会社に再度の正確な説明を促すべきであるという消極的な説明義務違反があったとし、両者は共同不法行為責任を負う」とした。原告にも変額保険の危険性を認識し得なかった落ち度があるとして、5割の過失相殺を認めた。

【判例⑰】富山地判平8.6.19(ロㄱトㄱル) (保険金3,000万円)

《事件》原告（事業者）は銀行支店長に「保険料相当額の借入金の利息は損金処理が可能なこと、将来不測の損害が生じたときは保険を解約することにより得られる運用益により充当することが可能なこと、運用益がマ

イナスのときは会社の利益と相殺勘定により税金が減額されることにより節税対策が可能になる」と、変額保険を勧誘されて契約したが、保険会社の担当者は契約時になって初めてでてきた。《判旨》「募取法は、通常生命保険でさえ無資格者による募集を刑罰を持って禁止していること、及び変額保険募集資格のない無資格者が変額保険の募集・勧誘を行うことはいずれも不法行為を構成する違法性を具備する」と判示して、銀行支店長と保険会社従業員の共同不法行為を認定し、使用者たる銀行と保険会社に損害賠償を命じた。解約していない変額保険自体には損害がないとして、請求のうち借入金利を損害と認めさらに6割を過失相殺した。

【判例②】東京地判平8.7.22(ロ)(ニ)

判例①と同様に、有効継続中の変額保険の訴訟である。保険会社の募集行為について不法行為を認めたが、原告の契約無効、取消の主張を否定するとともに、保険契約については原告が保険契約を解約していない以上、保険契約者としての地位を保有しており、保険料の支払をもって損害とはいえないとした。保険料支払のための銀行からの借入金については、保険契約加入と因果関係のある損害と認容した。

【判例③】東京地判平8.7.30(ニ)(ホ)(リ)(ル)（借入金7億円、保険料5億8,024万5,000円、運用実績1億円の損失）

《事件》以前から取引のあった銀行の支店長から「変額保険は運用益が最低9%が保証されており、変額保険を解約すれば、銀行からの借入金の返済もできるし、納税資金の準備もできるので全く心配ない」などと変額保険への加入を勧められた原告は、変額保険で多額の損失を被ったとして、詐欺による取消、錯誤による無効、説明義務違反、共同不法行為等を主張して、保険会社3社に保険料の返還を、保険料を融資した銀行に担保設定の抹消を求めた。《判旨》「保険会社は変額保険の危険性を説明しなかった」と述べ、保険契約を無効と結論づけ保険会社側に保険料にあたる約5億8,024万円の返還を命じたうえ、銀行に対しても「営業実績をあげるために、安易で不当な契約締結を行った」と述べ、根抵当権設定登記の抹消登記手続を命ずる判決を言い渡した。

(5) 保険会社、保険会社代理社、銀行の3社の責任を認めた判例

【判例⑭】 横浜地判平8.9.4(ロ)(ニ)(リ)(ル) (保険料8億2,330万円、借入金の利息等約3億7,250万円)

《事件》4家族は銀行の行員に「相続税対策に有効」などと勧められ、所有する土地などを担保に銀行から多額の融資を受けて保険会社と変額保険の契約を結んだ。運用実績が不調に終わり損失を被ったとして、保険料返還や損害賠償の支払と保険契約の無効確認を求めた。《判旨》4家族には、銀行側のリスク等の説明義務違反によって、本件変額保険契約には要素の錯誤があったと認定して、同契約を無効とし、保険会社に対し保険料を不当利得として返還するよう命じた。銀行に対しては、保険の募集行為を行ったことは銀行法違反にあたると断定し、保険代理社については「変額保険の投機性、危険性、契約の自己責任について説明義務を怠った」と募取法16条の不告知にあたるとした。また「変額保険加入者の紹介と変額保険契約による収益の分配を通じて、互いに密接な提携関係にあった」とし、3社の共同不法行為を指摘し、約12億円の支払を命じた。

(6) 保険会社の責任を認めたが、銀行と保証会社の責任を否定した判例

【判例⑮】 東京地判平8.3.25(ロ)(ニ)(ホ)(チ)(リ) (保険料4,543万5,600円)

《事件》原告は、保険契約、金銭消費貸借契約及び保証委託契約等について、それぞれ詐欺取消、錯誤無効または債務不履行による解除を主張して、保険会社に対し支払った保険料の返還、銀行に対し債務不存在確認および支払った利息の返還、信用保証会社に対し根抵当権設定登記の抹消登記手続きを請求した。《判旨》変額保険の契約締結時には既に変額保険の運用実績がマイナス運用となっており銀行借入利息の利率を上回ることを見込むことは著しく困難な状況にあった以上、原告には本件変額保険契約の要素について錯誤があったといえる。将来についても運用益が銀行借入利息を上回るとの見込みを持って本件変額保険契約を締結した原告には、重大な過失があったとまでは認められないとし、要素の錯誤により無効とした。保険会社に対しては保険料のほぼ全額を返還すべき義務があるとしたが、銀行と保証会社には共同関係は認められないとし、債務不履行または不法行為の責任を生ぜしめるべき信義則上の説明義務違反も認められな

いとした。

3. 小括

変額保険訴訟は、類似した事件でありながら判決内容は事件ごとに異なる。大村氏は「裁判所の判断は法律構成のいかんにかかわらず、結論に大きな影響を与えるのは、事件ごとの事実認定・事実評価に影響されているように思われる。しかし、どのような場合にどのような説明がなされているれば足りるかは、かなり微妙なものとなっている。事実に対する評価は、裁判官が変額保険に対して持っている基本的な認識に左右されざるをえないといえよう」と述べている⁽⁹⁾。異なる判断が生じる特殊性を筆者なりに整理すると、変額保険訴訟には多数の保険会社とその従業員及び銀行が関与しているため(1)銀行と生保会社の関与の仕方も様々であること、(2)裁判所の事実関係の認定が一様でないこと、(3)三者間（契約者、銀行、保険会社）の取引であること等があげられよう。

そうした特殊性をもつ変額保険訴訟にも、最近の判例（いずれも平成8年に入ってからのもので、⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕）には、融資者責任を肯定するケースが目立ってきており、変額保険をめぐる司法判断の流れも変わりつつある印象を受ける。住宅金融専門会社（住専）問題で金融機関に対し厳しい世間の目が注がれている折、裁判官の価値判断が変額保険訴訟の初期の頃と最近では異なりつつあるのだろうか。それとも、契約者側（原告側）の請求理由や争点に変化が生じているのだろうか。今後の裁判の動向に注目していきたい。

五. 法的検討事項

変額保険訴訟の法的構成要件としては、前述の(イ)～(ル)までの事柄を指摘できた。ここでは、構成要件として争点となった3項目他を検討する。

1. 保険募集の取締に関する法律

募取法は、募集文書図画の記載禁止事項（15条）、締結または募集に関する禁止行為（16条）を定めている。ただし、募取法は取締法規であり、募取法違反行為が直ちに不法行為となるわけではなく、不法行為の成立要件としての違法性の判断要素をなすにすぎないとするのが通説である⁽¹⁰⁾。判

例④は募取法違反を認容しつつも、顧客の損害賠償請求の控訴を棄却した。また、保険募集人の資格のない銀行員が募集行為を行っていることに対する学説も、それだけでは契約の効力や不法行為の成否に関しては何の影響もないものと思われる⁽¹¹⁾としている。これに対し、判例②は無資格者勧誘は不法行為を具備すると判示し、損害賠償を命じた。判例④も募取法16条に違反するとして損害賠償の支払を命じている。

2. 説明義務違反

学説上は、説明義務違反があれば契約の成立・不成立にかかわらず、損害賠償責任が発生することは定着している⁽¹²⁾。保険会社は変額保険の勧誘に際して、保険内容・性質について説明すると同時に、従来の定額保険等との相違点についても説明すべき義務を負うことになる。特に、リスクの範囲についての説明がなされたかどうか、元本割れの可能性を現実にはあり得ないこととして説明したかどうかが重要である。説明義務が尽くされたかどうかは相手方の具体的な理解を基準として判断されるべきであり、説明義務は説明を相手方に理解させるように務める義務を含むと解すべきである⁽¹³⁾。判例⑦は録音テープを証拠として提出したために、保険募集人の虚偽の告知を認定した。判例⑪は、運用実績が4.5%、0%の場合について現実的には起こりえないと確信してなされた説明であっても、危険性についての説明はなされたとし、説明義務違反はなかったとした。判例⑭は、保険外務員の将来の運用成績について断定的判断の提供をした疑いが強いとし、不法行為責任を認容した。判例⑯は、銀行であっても変額保険契約について「特段の事情のある場合は、消極的説明義務を認めることが信義則にかなう」として、説明義務の根拠を信義則に求めている。判例⑰は、銀行員が変額保険勧誘に深く関与している場合、契約者の誤解を解くために自ら説明するか募集人に再度の正確な説明を促すべき消極的な説明義務が生じるとした。説明義務違反は、不当勧誘の違反性を基礎づける事情の一つとして主張される例が主流になりつつある⁽¹⁴⁾。

3. 不法行為

顧客が金融機関に対し損害賠償を請求する法理として、(1)金融機関の勧誘行為全体が不当勧誘にあたり不法行為になる旨の主張が行われる場合と、

(2) 契約準備段階における金融機関の義務違反すなわち当該金融商品の具体的内容及びその危険性に関する説明義務違反を理由とする不法行為または債務不履行が主張される場合とがある⁽¹⁵⁾といわれている。小粥氏は「説明義務違反による不法行為は、契約の効力を否定する制度として用意されている『合意の瑕疵』⁽¹⁶⁾と同じであって、表意者の意思あるいは自己決定権の保護である」と説いている⁽¹⁷⁾。下森氏は「当事者間に、契約関係のある場合、不法行為構成ではなく契約締結に際しての説明義務あるいは契約上の付随義務の違反を理由として損害賠償の請求を認めたり、契約の取消や解除も認めるといった契約責任構成が一番簡単なのではないかと思う」と述べている⁽¹⁸⁾。最近、他にも、契約責任の構成を説いている文献に接する機会が多く、下森氏の指摘の「契約の効力と不法行為の関係をどう捉えるのか」という問題は、筆者の今後の研究課題の一つとしたい。

— 事情変更の原則の適用をめぐる問題の検討 —

これまでの裁判例では、正面から事情変更の原則を主張したケースはなく、筆者なりに検討をしたい。変額保険は事情変更の原則の法理と要件を具備していると解釈できるのではなかろうか（法理と要件に関しては、紙数の関係で省略する）。最高裁は、事情変更により契約の解除は認めうるとするものの、契約の改定については言及していない（最判昭和29. 2. 12民集8巻2号448頁他）。変額保険の問題点は、事情変更によって契約目的が到達不能となったので契約の解除をしたところ発生した損害（保険料と解約返戻金との差額）を、どちらが負担すべきかである。契約の危険分配の問題⁽¹⁹⁾ととらえて検討することはあながち無意味ではなかろうと思う。

六. 融資者責任論

近時、銀行や保険会社、証券会社、信販会社等を被告とする裁判例が多くなり、金融機関の責任をめぐる問題が実務上も学説上にもわかに注目されてきている。わが国ではどのような「融資者責任論」が展開されているのかを整理する。

1. 実務上の法的視点

(1) 融資者責任という一つの法理に基づいて議論されているのではなく、

様々な理由づけを行い、融資者に対してその責任を問い、損害賠償を勝ち取ろうとする一連の法理を包括的に融資者責任とよんでいる⁽²⁰⁾。(2) バブル経済崩壊後の債務者の辛い立場から逃避の手段として利用しようという試みがあることは否定できず、融資者の落ち度を探ることが融資者責任の主たる理論とされている⁽²¹⁾。(3) 「貸手責任」は一つの独立した法理をさすものではなく、借主等が貸主に対し損害賠償等を請求する際に用いる様々な法理の総体、すなわち貸付の交渉段階から管理・回収に至る過程での貸主に対し提起される可能性がある訴え、または請求全般を意味している⁽²²⁾。(4) 法的責任・義務を課す根拠については慎重に検討すべきであり、抽象的な意味での「公共性」等の曖昧な概念を根拠に用いることは妥当ではない。他方、責任・義務を課することが社会経済上のコストを最小化する場合に特殊な責任・義務が課されることとなる⁽²³⁾。(5) 金融機関が融資先等の債務者やその他の第三者からクレームを提起される可能性をなくすことは容易でない。なぜなら、第一にクレームの根拠となりうる法理が多く存在する。第二に、融資先や他の第三者がその経済的損失を他に転嫁しようとしてクレームを提起すること自体を阻止することはできない。第三に、金融機関は通常十分な支払能力を持っているためターゲットとして魅力的である。第四に、最も重要なことは、融資のリストラクチャリングの過程では、金融機関が融資先等に対し裁判上の手続きをとり、またはその予告を行うことが多くなるため、債務者側が対抗手段として「貸手責任」を主張する必要があると考えやすい、といった要因が存在するからである⁽²⁴⁾。

2. 学説上の法的視点

(1) アメリカで1980年代に猛威を振るった「レンダー・ライアビリティー」は、貸付ないし融資の交渉から始まり管理・回収に至る過程で、金融機関に対して提起される可能性のある、あらゆる請求に基づく責任をさし、借主の側が貸主を訴えるという立場が180度逆転した、金融機関側からみるとコペルニクス的な法現象を生じさせている⁽²⁵⁾。(2) 貸手責任という用語の射程範囲は、実務では積極的な損害賠償責任の論拠としてよりも、消極的に金融機関の貸金債権の行使を妨げたり、あるいは消滅させたりする論拠としての貸主責任論の方が重要である⁽²⁶⁾。(3) 不適切な売方を業者がして

おる場合に、それに関連して銀行や金融会社が融資をし借主が損をした場合は、どのような責任を金融機関ないし金融会社が負うかということである⁽²⁷⁾。

3. 融資者責任論法理へのアプローチ

融資者責任の法的担保としては、以下の事項の指摘が可能と思う。

(1) 適合性の原則違反

変額保険が投資的側面を有する以上、証券取引等と同様に適合性の原則の適用が可能であり挙証責任は転換されていると解される⁽²⁸⁾。適合性の原則は、証券取引法⁽²⁹⁾に定められた原則であるが、資産形成取引への投資勧誘をするにあたっては投資者の知識、経験、判断能力やその意向および資力等に最も適合した投資が行われるよう十分配慮することが求められる⁽³⁰⁾。また、金融機関が提案した金融商品が、顧客の資産選考、財産状態、同種の取引の経験に適合しているかどうかを直截に問うこともできるというべきである⁽³¹⁾。

(2) 消費者保護と投資者保護の関係の整理

銀行法上は投資勧誘を規制する規定はないようだが、銀行の投資勧誘について、投資者保護が証券取引法を類推適用することによって実現されるべきである⁽³²⁾。消費者取引といわれるものでも、投資型取引のように経済システムのなかの取引に消費者が入り込んだという性格の場合には、情報開示等のような規制は経済システムに対する規制の限度でなされるべきだといえる⁽³³⁾。

七. おわりに

変額保険は判決が出た事件数よりも係争中の事件数がはるかに多いといわれているため、本稿は変額保険の裁判例を通じて明らかにされつつある金融機関の法的責任論の中間的考察といえる。わが国の融資者責任論はアメリカのレンダー・ライアビリティー⁽³⁴⁾とは性質を異にするため、わが国独自の融資者責任論が形成されつつあるとの指摘もある⁽³⁵⁾。融資者責任の法理は、一国の法体系や金融システムと密接にかかわっているため、その国独自の融資者責任論が形成されるのは当然だと筆者には思われる。

変額保険に限らず、ワラント債や不動産共同投資事件のように、融資者責任が争われるケースが多発している。規制緩和や金融の自由化に伴い、今後も不動産や金融資産の有効活用・管理をめぐる契約上の諸々のトラブルが起こる可能性が高い。とりわけ、心身機能の衰えを余儀なくされる高齢者にとってみれば、金融機関の責任論の構築の有無は重要である。

変額保険訴訟で明るみに出た金融機関の責任論が、金融機関全体の融資者責任論の法理として定着することになるのか。あるいは、変額保険の融資者責任論自体が今後の裁判の積み重ねによって新たな法理の展開を遂げるのか。それともワラント債等の各事案ごとに多少異なる融資者責任論が形成されていくのか。引き続き考察対象としていきたい。

1997年元旦の読売新聞は「大蔵省は『金融取引に関する消費者保護法（仮称）』を創設する方針」との記事を掲載している。立法化の動きは、係争中の変額保険の今後の裁判に微妙な影響をもたらし、金融機関に重い責任を課す傾向が一段と強まるのではなかろうか。裁判の動向に注目しつつ、法案の成立を見守りたい。

注

- (1) 裁判例に関する文献としては、河内隆史「変額保険に関する裁判の動向」法律のひろば49巻3号30頁（1996）、後藤巻則「変額保険の勧誘と保険会社、銀行の説明義務」ジュリスト1087号142頁（1996）、松岡久和「変額保険の勧誘と銀行の法的責任」金融法務事情1465号17頁（1996）がある。
- (2) 円谷峻「変額保険資金融資と金融機関の説明義務」別冊ジュリスト消費者取引判例百選135号137頁（1995）
- (3) 小粥太郎「説明義務違反による損害賠償に関する二、三の覚書」自由と正義47巻10号41頁（1996）、松本恒雄「＜座談会＞変額保険銀行敗訴判決を論ず」金融法務事情1465号33頁（1996）
- (4) 伊藤進「変額保険の勧誘における不適性行為と損害賠償責任」私法判例リマークス79頁1995（下）
- (5) 岡孝「契約」判例タイムズ871号35頁（1995）
- (6) 小林秀之・藪口康夫「貸手責任に関するわが国の総合判例研究（一）」判例時

報1567号158頁(1996)でも、川井健編『専門家の責任』16頁(日本評論社、1993)に類似しているとしている。

- (7) 前注(5)、33頁
- (8) 石原全「変額保険における損害賠償請求権の成否」銀行法務526号10頁(1996)
- (9) 大村敦志「変額生命保険契約の締結の際の虚偽の説明による誤信と要素の錯誤」金融法務事情1428号70頁(1995)
- (10) 松本恒雄「変額保険の勧誘と説明義務」金融法務事情1407号21頁(1995)、山下友信「変額保険の勧誘と保険会社の責任」別冊ジュリスト消費者取引判例百選147頁(1995)、前注(9)69頁では、「行政規制に違反しているからということ」が民事上の制裁と直結するわけではない」と述べている。
- (11) 前注(10)、松本恒雄同
- (12) 平井宜雄『債権総論』55頁(弘文堂、1994)
- (13) 前注(1)、後藤卷則同、144頁
- (14) 今西康人「金融商品の紹介と銀行の説明義務」私法判例リマークス1994(下)36頁、前注(3)松本恒雄同32頁
- (15) 前注(14)、今西康人同、33頁
- (16) 森田宏樹「合意の瑕疵の構造とその拡張理論」NBL482号23頁(1991)では「合意の瑕疵」は理論的には、①表意者の意思の完全性と、②相手方の行為態様の悪性という二つの観点からの正当化が可能であるとしている。
- (17) 前注(3)、小粥太郎同42頁
- (18) 下森定「シンポジウム・消費者に対する信用供与と金融機関の責任」金融法研究・第10号89頁(1994)
- (19) 橋本恭宏「事情の変更と契約の修正」ジュリスト919号88頁(1988)
- (20) 山根眞文「レンダー・ライアビリティーの概要と事例」手形研究496号7頁(1994)
- (21) 前注(20)
- (22) 丹羽繁夫「レンダー・ライアビリティー」NBL548号3頁(1994)
- (23) 斉藤治「金融機関の法的責任論の新展開」日本銀行金融研究所「金融研究」12巻2号55頁(1993)
- (24) 現役法務部室長匿名座談会第3回「日本における貸手責任とは何か」金融法務事情1402号9頁(1994)
- (25) 小林秀之・河村基予「レンダー・ライアビリティーをめぐる近時の動向と今後の展望(上)」金融法務事情1450号6～8頁(1994)
- (26) 松本恒雄「第2部 消費者信用における金融機関の貸主責任」金融法研究・

資料編(9)86～87頁(1993)

- (27) 松本恒雄「シンポジウム・消費者に対する信用供与と金融機関の責任」金融法研究10号60頁(1994)、同「与信取引と貸主責任」法学セミナー465号90頁(1993)
- (28) 森田章「変額保険の勧誘と銀行の民事責任」金融法務事情1451号17頁(1996)
- (29) 証券取引法第54条1項1号
- (30) 森本滋「シンポジウム・消費者に対する信用供与と金融機関の責任」金融法研究10号53～54頁参照(1994)
- (31) 山田誠一「顧客に対する金融商品の提案と銀行の説明義務」金融法務事情1396号28頁(1994)
- (32) 前注(28) 同
- (33) 内田貴「現代契約法の思想的基礎」私法54号62頁(有斐閣、1992)
- (34) 小澤宏和「環境法と金融機関」国際商事法務19巻11号1402頁(1991)では、アメリカでレンダー・ライアビリティーとして議論している問題は、「金融機関が環境問題に起因する様々な負担を背負う責任」と総称したいと述べている。
- (35) 國生一彦「レンダー・ライアビリティーとは何なのか(上)」銀行法務524号23頁(1996)で「わが国では金融機関を被告とする事件を総括してレンダー・ライアビリティーと呼んでいるかのようなどころさえあるが、これは是正される必要があり、消費者金融と一般商取引に区別すべき」と主張している。
- (補注) 脱稿後に、判例⑩の控訴審・大阪高判平成8・12・5(金法1471号86頁)がでている。控訴審では、保険契約と融資契約とは法律上別個のものであるとした上で、銀行に説明義務違反はないとして銀行の責任を否定し、控訴人の銀行が逆転勝訴した。